

## 使用料・手数料の改正等について

### 1. 使用料

(1) 県立3大学の地方独立行政法人化に伴うもの

県立3大学の授業料及び学生寮使用料の廃止（直接法人が収入）

(2) 授業料・受講料の改正

地方財政計画の改定に伴い、高等学校の授業料を改正。あわせて、類似施設の授業料も同額に改正

区 分		改正前	改正後
県立高等学校授業料・受講料	全日制、専攻科	年額115,200円	年額118,800円
	定時制	年額25,200円	年額28,800円
	通信制	2単位まで830円など	2単位まで860円など
農業大学校授業料		年額111,600円	年額118,800円
高等技術校授業料		年額111,600円	年額118,800円

※H19年度新入生から適用

(3) その他のもの

- ① 産業技術センターの開放機器使用料について、実態にあわせ、上限額を概ね20%引き上げ
- ② 青少年の家のパソコン室を廃止し、研修室とすることにあわせ、その使用料を改正
- ③ 県立体育館の電気得点板の更新に伴い、使用料の額を1日に付き2,300円から160円に引き下げ
- ④ 中山間地域研究センターの研修施設に17時以降の時間単価を設定し、冷房期間を短縮
- ⑤ 道路上に道路管理者以外の者が二輪車の駐輪場を設置する場合の道路占用料の設定
- ⑥ 浜山公園の少年野球コーナーを陸上競技に利用する場合の使用料の廃止

### 2. 手数料

(1) 県立3大学の地方独立行政法人化に伴うもの

県立3大学の入学料、入学検定手数料及び学位論文審査手数料の廃止（直接法人が収入）

(2) その他のもの

- ① 自動車運転免許の中型自動車免許の新設に伴う運転免許試験手数料の設定等
- ② 一部の建物における構造計算適合性判定の義務付けに伴い、同判定を受けるための手数料を設定
- ③ 一部の建物における建築確認の中間検査の義務付けに伴い、中間検査に係る手数料及び中間検査を受けた建物の完了検査にかかる手数料を設定
- ④ 産業技術センター分析等手数料について、実態にあわせ、上限額を概ね20%引き上げなど
- ⑤ 通訳案内士の登録に関する手数料の設定
- ⑥ 探偵業届出関係に関する手数料の設定
- ⑦ 県の試験研究機関の試験・分析等手数料の実績のないものの廃止や区分の見直し
- ⑧ 薬事法改正に伴う手数料の設定

### 3. 影響額

(単位:千円)

区分	大学関係 (a)	大学関係以外 (b)	合計 (a)+(b)
使用料	▲711,789	19,375	▲692,414
手数料	▲136,469	73,447	▲63,022
計	▲848,258	92,822	▲755,436